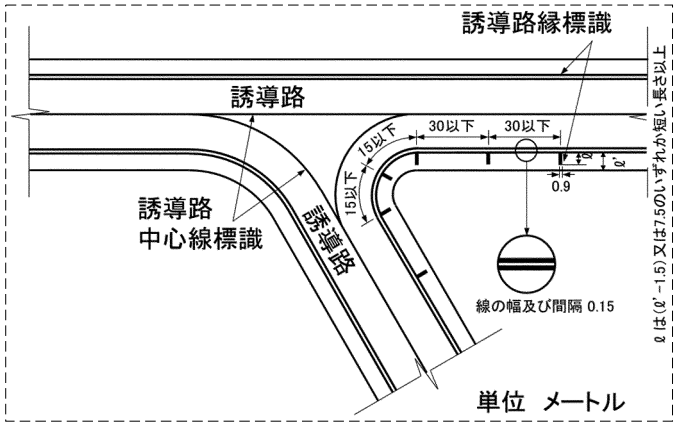
八　滑走路進入端標識の縦縞の本数は、次表の上欄に掲げる滑走路の幅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。ただし、次表の上欄に掲げる幅の滑走路以外の滑走路に係る縦縞の本数は、国土交通大臣の指定するところによること。

滑走路の幅	縦縞の本数
六十メートル	十六本
四十五メートル	十二本
三十五メートル	十本
三十メートル	八本
二十三メートル又は二十五メートル	六本
十八メートル	四本

12　4～11　（略）

一　誘導路縁標識

舗装された誘導路の場合



二　（略）

備考　（略）

13　（略）

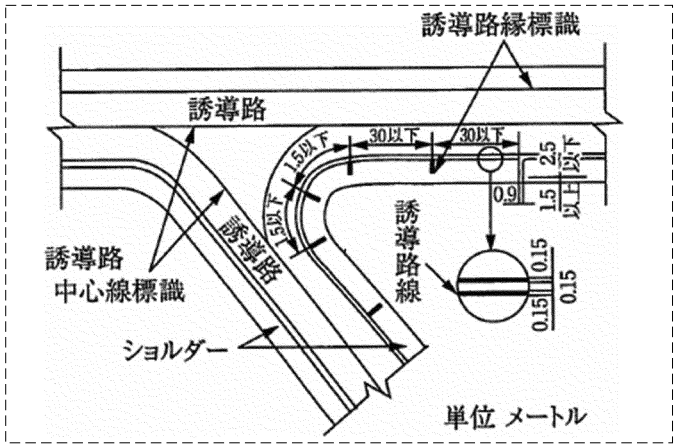
八　滑走路進入端標識の縦縞の本数は、次表の上欄に掲げる滑走路の幅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。ただし、次表の上欄に掲げる幅の滑走路以外の滑走路に係る縦縞の本数は、国土交通大臣の指定するところによること。

滑走路の幅	縦縞の本数
六十メートル	十六本
四十五メートル	十二本
三十メートル	八本
二十五メートル	六本
十五メートル	四本

12　4～11　（略）

一　誘導路縁標識

舗装された誘導路の場合



二　（略）

備考　（略）

13　（略）